

建設工事成績評定要領

(目的)

第1条 この評定要領は、鳥取市工事検査規程（昭和61年5月16日鳥取市訓令第8号。以下「工事検査規程」という。）第13条の3に基づき工事成績に必要な事項を定め、もって厳正な採点を図ることを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定は鳥取市建設工事執行規則（昭和61年4月1日鳥取市規則第11号）第1条に規定する建設工事のうち、次の各号に掲げる建設工事以外を対象とする。

ア 当初契約金額（以下「契約金額」という。）が130万円以下の建設工事

イ 鳥取市の管理する道路・河川・公園・港湾・建築物及び工作物等を維持し、修繕し、又は管理することを目的とする工事（緊急維持、河床掘削・伐開、植樹選定・草刈りなど）

ウ 災害等の初動活動で緊急かつ迅速な対応が不可欠である緊急応急工事

エ 機器の部品取替等の保守を目的とする工事（融雪施設点検補修、電気設備点検補修（道路照明等）、機械設備点検補修（排水ポンプ等）など）

オ 工事目的物を伴わない工事（旧橋撤去、残土撤去、構造物撤去など）

ただし、上記にあっても、評定を行うことが特に必要であると認められる場合には、当該工事を評定の対象工事とすることができる。

(評定者)

第3条 建設工事の成績の評定者（以下「評定者」という。）は、工事検査規程に定める検査員（以下「検査員」という。）及び鳥取市建設工事執行規則に定める監督員とする。

(1) 一般土木工事関係

第一次評定者 一般監督員、主任監督員及び総括監督員

第二次評定者 検査員

(2) 建築・設備（建物に付属する設備）工事関係

ア 最終的な請負対象設計金額（以下「設計金額」という。）が500万円以上の工事

第一次評定者 一般監督員、主任監督員及び総括監督員

第二次評定者 検査員

イ 設計金額が500万円未満の工事

第一次評定者 一般監督員及び総括監督員

第二次評定者 検査員

(評定の方法)

第4条 評定は、工事検査規程第7条により定めた鳥取市工事検査基準により実施した検査を基に評定するものとする。

2 完成検査の評定

(1) 一般土木工事関係

工事成績評定の考査項目別運用表(様式土3-1、土3-2①から土3-2④まで、土3-3 ①、土3-3②、土3-4(1)、土3-4(2)、土3-5(1)から土3-5(32)まで、土3-6①から土3-6⑦まで、土3-7から土3-11まで、土3-12①及び土3-12②)に基づいて実施し、工事成績採点表(完成)(様式土2-1)により採点を行うものとし、併せて項目別評定点(様式土1)を作成するものとする。

(2) 建築・設備(建物に付属する設備)工事関係

工事成績評定の考査項目別運用表(様式建3-1-①から⑨まで、建3-2、建3-3-①から⑥まで、建3-4-①、建3-4-②及び建3-5から7まで)に基づいて実施し、工事成績採点表(完成)(様式建2-1又は建2-2)により採点を行うものとし、併せて項目別評定点(様式建1-1又は建1-2)を作成するものとする。

3 中間検査の評定は、工事成績採点表(中間)(様式2-3)により行う。

(評定の提出)

第5条 第一次評定者は、工事が完成したとき、前条の考査項目別運用表及び工事成績採点表(完成)に必要な事項を記載し、第二次評定者に提出する。

2 第二次評定者は、第一次評定者から提出された前項の書類に必要な事項を記載し、評定点を算出するとともに、工事成績を決定の上、検査復命書に添付する。

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

昭和61年5月16日からの施行要領は、廃止する。

附 則

この要領は、平成13年6月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

この要領による改定後の建設工事成績評定要領第2条の規定は、この要領の施行日以降に起工決裁を行うものについて適用し、同日前に起工決裁を行うものについては、従前の例による、